◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
1　掲載日
　平成23年４月21日（号外政府調達第75号21ページ）
2　訂正内容
　第１号５⑻中、「電話03―5402―0187」を「電話03―5402―9187」に、また第２号６⑻中、「電話03―5402―0187」を「電話03―5402―9187」にそれぞれ訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本公告は、インターネットの入札情報サービス（ＰＰＩ）［http://www.i-ppi.jp/］に掲載されています。
平成23年５月16日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　前川　秀和
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　17
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　能越道黒崎川橋上部工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　石川県七尾市黒埼町地先
⑷　工事内容
　工事延長　Ｌ＝168m
　ＰＣ片持箱桁製作工　１式
　支承工　１式
　架設工　１式
　橋梁下部工　１式
　仮設工　１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成24年11月30日まで
⑹　工事の実施形態
　１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。
　２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
　　ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
　３）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、北陸地方整備局総務部契約課に承諾願を提出すること。
　４）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
　５）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
　　なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式にて行うものとする。
　６）本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。
　　本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。
　　また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北陸地方整備局（港湾・空港関係を除く。）における平成23年度・24年度一般競争参加資格者でプレストレスト・コンクリート工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成９年度以降に元請けとして完成したプレストレスト・コンクリート工事で、下記１）から５）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあっては全ての構成員が下記の施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
　１）道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）上部工事であること。
　２）橋梁型式がラーメン又はアーチ型式のＰＣ橋であること。
　３）最大支間長が55m以上であること。
　４）架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。
　５）１）～４）は同一工事であること。
⑸　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者または、監理技術者を本工事に配置できること（詳細は入札説明書による。）。
　１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　２）平成９年４月１日以降に、元請けとして完成した上記⑷に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑷に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。
　　ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
　３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
⑻　上記１⑴に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書による。）。
⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑾　総合評価に係る技術提案が適正であること。
3　総合評価に関する事項
⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。
　１）施工体制
　　⑷　品質確保の実効性
　　⑹　施工体制確保の確実性
　２）技術提案
　　⑷　ＰＣ桁の確実な製作に関する工夫について
　　⑹　移動足場による桁部コンクリートの配合・打設・養生の工夫について
⑵　総合評価の方法
　１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。